

2026年度
(令和8年度)

高齢者を対象とする予防接種（※）の 個人負担金免除の証明書について

（※） 高齢者肺炎球菌予防接種、高齢者带状疱疹予防接種、
高齢者インフルエンザ予防接種、高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種

【個人負担金免除の対象者・必要となる書類一覧】

- 中国残留邦人等の支援給付受給者 → 写真付きの本人確認証
- 生活保護受給者 → 休日・夜間等受診票
- 市民税非課税世帯の世帯員（次のいずれか1つ）
 - ①介護保険の「納入通知書（保険料額決定通知書又は保険料額変更通知書）
（保険料段階が1～3）」
 - ②後期高齢者医療資格確認書（適用区分「区Ⅰ」又は「区Ⅱ」）
 - ③市民税非課税世帯の「証明書（医療機関用）」※①・②のいずれも無い場合

市民税非課税の証明書（医療機関用）の取得方法

☆証明書の交付場所

すこやかセンター（保健予防課）・市役所税制課・各支所・各分室分所 平日8時30分～17時15分
各交流館（熊野、鞆、内浦、千年、松永、駅家、山野、水呑交流館を除く。）

※平日9時～12時

※市民税非課税世帯に該当するかどうかを電話で確認することはできません。

☆証明書の請求方法

- 1 本人又は本人と住民票上、同一世帯の親族の人が来られる場合
 - ・直接窓口へ行く人の本人確認書類（運転免許等）をお持ちください。
- 2 代理人（1以外の人）が来られる場合
 - ・委任状
 - ・直接窓口へ行く人の本人確認書類（運転免許証等）をお持ちください。

【証明書の提示方法】

◎福山市内の実施協力医療機関で接種を受ける人

接種を受ける前に、証明書を医療機関に提示してください。なお、接種後に提示しても個人負担金の免除はできませんので、ご注意ください。

◎福山市外の医療機関で接種を受ける人

福山市外の広島県内で受ける場合 ※事前に「予防接種券」の申請が必要	<u>「予防接種券」の申請時に「証明書」を 窓口へ提示してください。</u>
広島県外で受ける場合 ※事前に「依頼書」の申請が必要	<u>依頼書による接種の後、払戻しの申請時 に「証明書」を窓口へ提示してください。</u>

<問い合わせ先>

保健予防課 電話：928-1127 松永保健福祉課 電話：930-0414
北部保健福祉課 電話：976-1231 東部保健福祉課 電話：940-2567
神辺保健福祉課 電話：962-5055

福山市

委任状【記入例】

福山市長 様

〔代理人〕

住 所

福山市東桜町3番5号

該当のものにチェックしてください。

名 前

福山 次郎

生年月日

1965年（昭和40年）10月1日

〔委任内容〕

非課税証明を申請・受理することを、上記の者に委任します。

〔使用目的〕

高齢者 { インフルエンザ 新型コロナウイルス } 予防接種
肺炎球菌 帯状疱疹

2026年（令和8年）4月1日

〔本人〕（予防接種を受ける人）

住 所

福山市三吉町南二丁目11番22号

名 前

福山 太郎

福山

（自署の場合は押印不要です。）

生年月日

1936年（昭和11年）6月10日

きりとり

委任状

福山市長 様

〔代理人〕

住 所 _____

名 前 _____

生年月日

年 月 日

〔委任内容〕

非課税証明を申請・受理することを、上記の者に委任します。

〔使用目的〕

高齢者 { インフルエンザ 新型コロナウイルス } 予防接種
肺炎球菌 帯状疱疹

年 月 日

〔本人〕（予防接種を受ける人）

住 所 _____

名 前 _____

印

（自署の場合は押印不要です。）

生年月日

年 月 日